

佐倉市立学童保育所における指定管理者の管理に係る
管理の基準及び業務範囲等の制定について

1 条例改正の趣旨

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的として設置された施設です。

学童保育所の今後の運営については、平成24年5月に策定した「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）において、児童センター及び学童保育所の抱える課題を解決し、子育て支援の充実を図っていくためには、すべての施設を市の直営で運営していくのではなく、市として取り組まなければならない事業（施設整備等）と民間に任せられる事業（運営管理等）を役割分担し、運営体制を強化するとともに、民間の柔軟な発想を活かした事業や運営のノウハウを活用することが望ましいとの方向性を示しています。

民間活力を取り入れることで、市全体の子育て支援のより一層の充実と児童の健全育成全般の質の向上を図ることができるものと判断し、指定管理者制度の導入にあたり、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めようとするものです。

なお、基本方針の策定にあたっては、平成21年3月から平成23年3月までの期間、佐倉市立保育園等の在り方検討会（学識経験者、保護者代表、保育園代表で構成）において、今後の施設の果たすべき役割や運営形態等について議論し、同検討会からいただいた提言をもとに、市としての今後の施設の方向性をとりまとめ、これを佐倉市子育て支援推進委員会（佐倉市議会議員、学識経験者、医師・歯科医師、民生委員・児童委員、保育園長、幼稚園長、公募による保護者・市民等で構成）に諮問し、その答申を踏まえたうえで、平成24年3月に意見公募手続を実施し策定しています。

2 条例改正の概要（主な改正点）

指定管理者に以下のとおり管理及び運営を行わせるものとします。

(1) 開所時間

- ・月曜日から金曜日まで 放課後から午後7時まで
※学校の長期休業日、学校行事の代休日等 午前7時から午後7時まで
- ・土曜日 午前7時から午後6時まで

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができます。

(2) 休所日

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができます。

(3) 指定管理者の業務の範囲

①学童保育所の施設及び設備の維持管理に関すること。

②学童保育所の入所の承諾に関すること。

③以下の業務の実施に関すること。

ア) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）の実施に関すること。

イ) 一時保育事業の実施に関すること。（佐倉市立内郷学童保育所、弥富学童保育所、和田学童保育所に限る。ただし、指定管理者が市長の承認を得た場合は、他の学童保育所においても実施することができます。）

※一時保育事業……放課後児童健全育成事業の実施に支障がない範囲内で当該事業と同等の内容を1日単位として行う事業。

④その他市長が必要と認める業務

(4) 利用料金

学童保育所に児童の入所をさせる者は、入所の承諾を受けた時間の区分に応じ、児童1人につき、条例に定められた放課後児童健全育成事業及び一時保育事業の利用料金を指定する期日までに指定管理者に納入しなければならないものとします。

(5) 利用料金の減免

指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(6) 利用料金の還付

既納の利用料金は還付しないものとします。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができます。

(7) 損害賠償の義務

学童保育所に入所した児童が学童保育所の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、当該児童の入所をさせた者が、これによって生じた損害を賠償するものとします。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償の義務を免除し、又は軽減することができます。

(8) 名称の変更

以下の学童保育所の名称を変更します。

①西志津小児童クラブ ⇒ 第二西志津学童保育所

②白銀小児童クラブ ⇒ 白銀学童保育所

3 施設概要

施設概要については、別紙「学童保育所施設概要」を参照